

9 追試験の実施

- (1) 実施期日は、令和2年1月25日（土）、1月26日（日）です。

ただし、再試験をこの期日より後に実施する必要がある場合は、再試験と同一の期日に実施します。その場合は、追試験の受験許可者には別途通知します。

また、追試験についての再試験及び追試験はありません。

- (2) 追試験場

地 区	試 験 場 名	所 在 地
東 日 本 〔北海道，東北， 関東甲信越，静岡県〕	東京芸術大学 音楽学部試験場	〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
西 日 本 〔東海（静岡県を除く。）， 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄県〕	大阪大学 医学部試験場	〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2

- (3) 追試験の受験申請（申請する場合には、あらかじめ、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡してください。）

次の①又は②に該当する事由により、本試験の2日間とも受験できないか、どちらか1日を受験できない者は、受験票に記載されている「問合せ大学」において、申請受付時間内に限り追試験の受験を申請することができます。申請受付時間経過後は、いかなる理由があっても追試験の受験を申請することはできません。

なお、追試験の受験許可の単位は、2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目です。1日目又は2日目において、1つの教科・科目でも受験した者は、当該試験日は追試験の対象となりません。

また、試験時間の繰下げを実施した試験場や受験上の配慮により試験時間を延長する受験者の場合には、当該試験の終了時刻が申請受付の終了時刻となり、通常の終了時刻（1日目18:10、2日目17:40）とは異なるので注意してください。

- ① 疾病・負傷による場合

申請受付時間 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・本試験前日（1月17日） 9:00～17:00 ・1日目（1月18日） 7:30～18:10 ・2日目（1月19日） 7:30～17:40
申請方法	<p>ア 本人又は代理人が、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡した上で、申請受付時間内に「受験票」と「医師の診断書」（治療期間が明記されたもの）を「問合せ大学」に持参し、申請してください。 許可された場合は、追試験受験許可書が交付されます。</p> <p>イ 申請受付時間内に本人又は代理人が「問合せ大学」に行けない場合は、申請受付時間内に疾病・負傷の状況を、「問合せ大学」に電話連絡し指示を受けてください。</p>

(注) 2日目に、1日目分の追試験の受験を申請することはできません。

② 試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由による場合

(事故等が生じた場合は、速やかに受験票に記載の「問合せ大学」に電話連絡してください。)

申請受付時間	試験当日、試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合	その日の試験終了時刻まで
	やむを得ない事由がある場合 やむを得ない事由の例 (・両親又は親族等の危篤，死亡 ・自宅の火災)	<ul style="list-style-type: none"> ・本試験前日 (1月17日) 9:00~17:00 ・1日目 (1月18日) 7:30~18:10 ・2日目 (1月19日) 7:30~17:40
申請方法	<p>ア 本人又は代理人が、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡した上で、申請受付時間内に「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を「問合せ大学」に持参し、申請してください。 許可された場合は、追試験受験許可書が交付されます。</p> <p>イ 申請受付時間内に本人又は代理人が「問合せ大学」に行けない場合は、申請受付時間内に事故等の状況等を、「問合せ大学」に電話連絡し指示を受けてください。</p>	

(4) 追試験における「外国語」及び「数学②」の別冊子試験問題は科目ごとに分かれた冊子になっています。出願時に別冊子試験問題の配付を希望した者が、追試験を受験する場合は、**追試験の受験申請時に申請した科目の冊子のみ**を配付します。

なお、代理人が追試験の受験申請を行う場合には、あらかじめ志願者本人に追試験における「外国語」及び「数学②」の受験科目を確認した上で申請してください。

(5) 追試験の受験を許可された場合、許可された2日分又は1日分の教科・科目については本試験の受験はできません。受験しても無効となります。

(6) 受験上の配慮

① 本試験において許可された受験上の配慮は、原則として、追試験においても行います。

② 追試験の受験を申請する事由に起因して、新たに受験上の配慮を希望する者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、受験上の配慮事項を決定します。ただし、本試験までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。

【追試験において新たに受験上の配慮を希望する場合の例】

- ・ 疾病により入院していたため、本試験を受験できず、追試験の受験を申請。免疫力が低下しており、易感染状態のため、追試験では個室での受験を希望する。
- ・ 本試験の試験場に向かう途中、交通事故により右足を骨折。本試験を受験できず、追試験の受験を申請。追試験では車椅子の持参使用を希望する。

など